

各市町村教育・保育主管課長 様

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課長

特定教育・保育施設等における置き去り等の事案の報告について（通知）

日頃から、本府児童福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、本府より「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 29 年 12 月 1 日付け子育第 2814 号）」等で通知した上で、死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等について報告（以下、「事故報告」という。）をお願いしているところです。

この度、送迎バスの乗降時や園外活動時の場面転換時などにおいて、児童を見失い、置き去りになる事案（以下、「置き去り等」という。）についても、子どもの安全確保の観点から状況を把握等するために、今後は下記のとおり事故報告と同様に報告を行っていただきますようお願いいたします。

つきましては、管内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者へ周知いただき、貴市町村においても本通知を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

また、認可外保育施設権限移譲市町村は、認可外保育施設への周知も併せてお願いいたします。

記

1 報告の目的

- ・置き去り等の報告を行っていただくことにより事例を収集し、置き去りが発生する要因等を分析することにより、新たな置き去り等を未然に防止することを目的とする。

※ 施設においては、置き去り等については、全て当該施設内において、共有し、今後の再発防止に努めてください。

報告された置き去り等は、当該施設が特定されないよう配慮したうえで、今後の再発防止のために各市町村を通じて、特定教育・保育施設等に共有させていただきます場合があります。

2 報告の対象となる施設・事業の範囲

- ・特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所）
- ・特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）
- ・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業）
- ・認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

### 3 報告の対象とする置き去り等について

報告の対象となる施設・事業において発生した下記例のような置き去り等のうち重大なもの

ただし、一時的な見失い等で速やかに発見し安全が確保された場合を除く。

下記例はあくまで一例ですので、施設において重大と思われる置き去り等については報告してください。

#### 【基本的に報告していただきたいもの】

(例1) 置き去り等に起因して児童に怪我や健康被害が生じた事案

(例2) 置き去り等のうち児童を探すために警察や地域の団体など当該保育施設以外の機関（当該保育施設の関連法人を含む）に応援を求めた事案

#### 【必要に応じて報告していただくもの】

(例3) 児童の所在が分からないことに気づかず一定時間経った後、または活動場面が変わった後に、児童がいなくなっていたことに気づき、職員等で一定時間探すに至った事案

(例4) 児童を見失い、当該施設の職員が想定している範囲（園内活動であれば園庭など、園外活動であれば当該活動に際して利用する公園等での活動スペース）を超えて、児童を探したような事案

### 4 報告様式

教育・保育施設等における置き去り等の事案報告様式【別紙】

※本様式に必要事項を記載してください。

### 5 報告の順序

設置者・管理者 → 市町村（指定都市・中核市含む） → 府

連絡先	大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課 認定こども園・保育グループ 讃岐、佐藤 TEL：06-6944-6678 FAX：06-6944-3052
-----	---